

(他の奨学金との関係)

**第9条** この細則に基づく奨学生が、学内外の他の奨学金を兼ねることを妨げない。ただし、学習院女子大学奨学金（貸与）の第2期分の貸与は認めない。

(担当部課)

**第10条** この細則に係る事務は、学生部が担当する。

(改正)

**第11条** この細則の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

## 学習院奨学規程

(趣旨)

**第1条** 本院は、学習院大学（大学院及び法科大学院を含む。）及び学習院女子大学（大学院を含む。）（以下「各大学」という。）の正規の課程に在学する学生（留学生を除く。）中、勉学に意欲があり、原則として最短修業年限での卒業又は修了が見込まれ、かつ、学資の支弁が困難と認められる者に対して、学費の納付のため、この規程の定めるところによって奨学金を貸与する。

(名称)

**第2条** この奨学金は、次の各号に掲げる学校区分にしたがって、当該各号に定める名称を用いる。

- 一 大学 学習院大学奨学金
- 二 女子大学 学習院女子大学奨学金

(貸与年度、貸与額及び貸与総額)

**第3条** この奨学金は、申請に基づき、原則として各学校の修業年限内に在学する者に対して、使途を学費納入に限り2年次以上の学期単位に貸与する。

2 この奨学金の貸与額は、申請年度の学費納付金相当額（在籍料、授業料、施設設備費、研究実験費、その他諸費）とし、次の各号のいずれかの希望額とする。

- 一 第1期分のみ
- 二 第2期分のみ
- 三 納付金全額

3 前項の規程に関わらず、法科大学院学生に対する貸与額は、申請年度の学費納付金相当額の2分の1相当額とする。

4 この奨学金の貸与は、各大学在学中、通算して2学期分以内とする。なお、上記にかかわらず、通算して2学期分を上限として、追加貸与することがある。

(申請)

**第4条** この奨学金の貸与を希望する者（以下「奨学金希望者」という。）は、各大学の定める手続に基づき、各大学の学生部に、保証人連署の上、所定の願書を提出しなければならない。

2 奨学金希望者は、当該年度の所定の期日までに前項の手続を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、各大学の学生部は、この奨学金を緊急に貸与する必要があると認められるときは、随時願書を受け付ける。

(保証人)

第5条 保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代る者でなければならない。

(決定)

第6条 各大学の学長は、次の各号に掲げる学校区分にしたがって、当該各号に定める会議の議を経て奨学生候補者を決定し、院長へ推薦する。

一 大学 学生委員会

二 女子大学 学生委員会

2 院長は、前2項の推薦に基づき、奨学生を決定する。

3 この奨学金に関するその他の決定事項についても前2項に準ずる。

(貸与)

第7条 本院は、奨学生に対して、奨学金を授業料等の第1期分に係る分と第2期分に係る分とに分けて貸与する。

2 本院は、奨学生に対して、必要に応じ授業料等の第1期分及び第2期分に係る奨学金を一括して貸与することがある。

(借用書)

第8条 奨学生は、奨学金の貸与を受けた場合、保証人連署の上、所定の借用書を提出しなければならない。

(異動届)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、保証人連署の上、直ちに各大学の学生部にその旨を届け出なければならない。

一 休学（3カ月以上の長期欠席を含む。）するとき。

二 退学するとき。

三 本人及び保証人の身分、住所その他の重要な事項に異動があったとき。

(辞退)

第10条 奨学生は、奨学金を必要としない事由が生じた場合、速やかに辞退を申し出なければならない。

(停止、休止及び廃止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、院長は、奨学金の貸与を停止し、休止し、又は廃止することができる。

一 退学又は休学したとき。

二 病気等で成業の見込みがないとき。

三 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。

四 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還)

第12条 奨学生であった者は、次の各号に掲げる奨学金の貸与を受けた年度の数により、本院での最終学校の学籍を離れた月の翌月から起算して、当該各号に定める年数以内に奨学金を返還しなければならない。

一 通算して2学期分以下貸与の場合 5年以内

二 通算して3学期分以上貸与の場合 10年以内

2 奨学金は、年賦で返還するものとする。

3 割賦金の額は、毎回均等とし、貸与された奨学金の総額を貸与された年度の数で除して得た額（以下「1年間の貸与額」という。）の4分の1以上とする。ただし、最終回の割賦金は1年間の貸与

額の4分の1を超えることはできない。

4 割賦金の支払期限は、毎年12月15日とする。

(利子)

第13条 この奨学金は、無利子とする。

(猶予)

第14条 本院は、奨学生であった者が病気その他正当な事由のため、奨学金の返還が困難なときは、願い出によって返還を猶予することがある。

2 返還を猶予する期間は別に定める。

(免除)

第15条 本院は、奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき又はその他特別の事由があるときは、願い出によって奨学金の全部又は一部の返還を免除することがある。

(事務)

第16条 この奨学金の貸与にかかわる事務は、各大学においては各大学の学生課が行う。

(改正)

第17条 この規程の改正は、科長会議の議を経て院長が行う。

2 この規程の改正にかかわる事務は、総務部総務課が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月10日から施行し、平成15年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条及び第12条の規定は、平成23年度以降の入学者について適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 学習院女子大学教育ローン金利助成奨学金規程

(趣旨)

第1条 学習院女子大学(以下「本学」という。)は、本学学部及び大学院の学生(以下「学生」という。)で、学費支弁が困難のため、学生本人又は学生の保証人が、本学学費納付を目的として、本学が指定した金融機関より教育ローンを借用した場合、申請によりその支払い金利の一部を、この規程の定めるところによって奨学金として給付する。

(目的)

第2条 この奨学金は、納付金納入のため金融機関より教育ローンを借用した者へ、金利の一部を援助することにより、学費支弁の財政的負担軽減を図ることを目的とする。

(対象学生)

第3条 給付対象は、本学学生で、原則最短修業年限（休学期間を除く）で卒業又は修了が見込まれる者とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、教育ローンを借用した年度分から最短修業学年までの間で、金利を支払った期間とする。ただし、休学期間及び留年年度は支給しない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、当年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分に対し、奨学金として支給する。ただし、1年間の上限を5万円とする。

(指定金融機関)

第6条 指定金融機関は、別に定める。

(手続き)

第7条 受給希望者は、当年度2月末日までに所定の申請書、本人又は保証人口座の振込口座届及び支払いを証明する書類を添付の上、学生部へ申請する。未払いの月分の金利については、支払い済月を参考とし支払い予定金額を記入の上申請するものとする。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、学生部と財務部で協議のうえ、学長が行う。

(担当部課)

第10条 この規程の改正に係る事務は、学生部が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月14日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

## 学習院女子大学海外留学奨学金の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海外に留学する学習院女子大学（大学院を含む。以下本学という。）の学生に対して、その勉学を奨励するために設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「留学」とは、本学学則第36条及び本学大学院学則第25条に定める場合をいう。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に定める資格を具備していなければならない。

- 一 本学の正規の課程に在籍する者
- 二 海外の大学、大学院その他の教育研究機関に留学が決定している者